

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成30年7月11日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700142号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800012号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年2月11日から平成7年3月1日まで  
平成5年2月11日から平成7年2月末日までA事業所に勤務したが、年金記録では、同事業所において厚生年金保険の被保険者であった記録がない。  
請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録し、将来の年金額に反映させてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された複数の資料及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間のうち平成5年2月11日から平成7年2月4日までの期間について、A事業所に勤務していたことが推認できる。

また、請求者は、当該事業所から交付されたとする「雇用契約書添付資料」を提出しており、同資料において、給与から厚生年金保険料が控除される旨の記載が認められる。

しかしながら、請求者は、上記「雇用契約書添付資料」の記載内容は、当該事業所に採用される前に提示された給与額等の予定であると述べており、実際に給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は所持していない。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間当時の事業主も死亡していることから、請求者が請求期間当時の事情を知っているとして名前を挙げた取締役等に照会したところ、同人は、「当時、従業員の募集時には社会保険の適用があったとしていたが、採用した全ての従業員に対し、社会保険に加入するか、社会保険に加入せず給与の手取額を多くするかの希望を確認しており、請求者にも必ず確認したはずである。」と陳述している。

さらに、請求者から提出された複数の資料によると、当該事業所の従業員であった82人(請求者を含む。)の名前が確認できるところ、オンライン記録によると、当該82人のうち43人は、当該事業所において健康保険及び厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、残る39人(請求者を含む。)については、同被保険者記録が確認できない。

加えて、オンライン記録により、請求期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち、生存及び所在が確認できた14人(上述の取締役を除く。)に照会し、4人から回答が得られたものの、このうち一人については、「入社する際に、社会保険に加入するかどうかの希望を確認された。」と回答し、他の一人は、「入社する際に、勤務態度な

どを見て、会社が判断して社会保険の加入時期を決めると説明された。」と回答している。

これらの状況を踏まえると、請求期間当時、当該事業所では、採用した従業員について、一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

その上、請求者が名前を挙げた上述の取締役は、「当時は、社会保険に加入させていない従業員がたくさんいた。社会保険に加入させていない従業員の給与から保険料を控除したとは考えられない。」と陳述しており、回答が得られた上述の同僚4人からも、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる回答は得られなかった。

なお、請求者は、当該事業所において雇用保険の被保険者であった記録も確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。